

鳥取県支え愛就労環境整備補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業実施の20日前までに提出)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業着手 → ※この補助金においては、着手届の提出は必要 ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は 交付決定年度の翌年度の4月10日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※提出書類

- ・実績報告書
- ・収支決算書、領収書(全ての支出に領収書が必要です。)
- ・振込依頼書

資料提出・問い合わせ先

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)
電話:0857-26-7693 ファクシミリ:0857-26-8169
電子メール : koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp